



議会だより

第31号

平成24年

11月15日発行

発行／坂東市議会
編集／議会だより編集特別委員会
〒306-0595
茨城県坂東市山2730番地
TEL 0297-35-2121(代)
FAX 0280-88-0111(代)



▲当市議会も災害発生時の対応マニュアルに基づいてヘルメットを着用

おもな内容

第3回定例会内容

定例会審議結果

決算特別委員会審査結果

一般質問

委員会審査報告・陳情審査結果

特別委員会中間報告

災害発生時の対応マニュアルの制定

編集後記

②～③

④～⑤

⑥～⑯

⑭

⑮～⑯

⑰

⑱

会期日程

日次	月 日	曜日	区分	議事日程
1	9月5日	水	本会議	開会、会期の決定、議案上程、説明、質疑、委員会付託、採決
2	9月6日	木	委員会	総務常任委員会
				教育民生常任委員会
3	9月7日	金	委員会	産業建設常任委員会
4	9月8日	土	休会	
5	9月9日	日	休会	
6	9月10日	月	休会	議事整理
7	9月11日	火	委員会	決算特別委員会
8	9月12日	水	委員会	決算特別委員会
9	9月13日	木	本会議	一般質問
10	9月14日	金	本会議	一般質問
11	9月15日	土	休会	
12	9月16日	日	休会	
13	9月17日	月	休会	敬老の日
14	9月18日	火	本会議	委員長報告、議案上程、説明、質疑、採決、同意、閉会

第3回定例会では、一般会計決算をはじめ各特別会計決算の認定や専決処分の報告、条例制定、補正予算などの16議案が提出されました。最終日には、人事案件1件が提出され、3ページの表のとおり決まりました。また、坂東市議会庁舎建設に関する調査特別委員会から、中間報告がありました。内容は15・16ページのとおりです。

9月5日から9月18日まで
14日間

平成24年 坂東市議会第3回定例会

主な議案の説明

第3回定例会に提出された主な議案について、内容を要約してお知らせします。

■議案第48号

坂東市岩井4439番1に整備した、「坂東市商店街多目的広場」の完成に伴い、中心市街地の活性化と交流人口の拡大を図るため、その管理運営に関する必要な事項を定めるものです。

■議案第52号

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億300万円を追加し、補正後の予算総額を206億2340万円としたものです。

主な内容は、歳入では、県補助金949万7千円、特別会計繰入金1376万9千円、前年度繰越金3億7400万6千円、雑入500万円を追加し、歳出では、公共施設整備基金積立金2億円、防犯力メラ設置工事費430万円、

会計繰入金1376万9千円、前年度繰越金3億7400万6千円、雑入500万円を追加し、歳出では、公共施設整備基金積立金2億円、防犯力メラ設置工事費430万円、

■議案第49号

住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて協議するものです。

■議案第50号

平成14年5月8日に事業認可されました、県営土地改良事業「県営畠地帯総合整備事業寺久・三地区」の面整備工事がほぼ完了し、区域内の字の区域に一部変更の必要が生じたため変更するものです。

都路ファームより土地の有効利用を図りたい旨の廃道払い下げ申請があり、公共性のない道路のため廃道するものです。

■議案第51号

坂東市馬立所在の有限会社

平成14年5月8日に事業認可されました、県営土地改良事業「県営畠地帯総合整備事業寺久・三地区」の面整備工事がほぼ完了し、区域内の字の区域に一部変更の必要が生じたため変更するものです。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億300万円を追加し、補正後の予算総額を206億2340万円としたものです。

主な内容は、歳入では、県補助金949万7千円、特別会計繰入金1376万9千円、前年度繰越金3億7400万6千円、雑入500万円を追加し、歳出では、公共施設整備基金積立金2億円、防犯力メラ設置工事費430万円、

■議案第51号

坂東市馬立所在の有限会社

第3回定例会で下記のことが決定

議案番号	議 案 名	結果
報告第6号	平成23年度坂東市の健全化判断比率及び資金不足比率について	報 告
報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償の和解について）	報 告
議案第48号	坂東市商店街多目的広場の設置及び管理等に関する条例	可 決
議案第49号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	可 決
議案第50号	字の区域の変更について	可 決
議案第51号	市道路線の廃止について	可 決
議案第52号	平成24年度坂東市一般会計補正予算（第3号）	可 決
議案第53号	平成24年度坂東市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可 決
議案第54号	平成24年度坂東市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可 決
議案第55号	平成23年度坂東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可 決
議案第56号	平成23年度坂東市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第57号	平成23年度坂東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第58号	平成23年度坂東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第59号	平成23年度坂東市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第60号	平成23年度坂東市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第61号	平成23年度坂東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第62号	平成23年度坂東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
議案第63号	平成23年度坂東市水道事業会計決算の認定について	認 定
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同 意
	坂東市議会庁舎建設に関する調査特別委員会中間報告について	報 告

平成23年度一般会計決算・各特別会計決算を認定！

平成24年第3回定例会において、平成23年度の坂東市の一般会計及び各特別会計の決算について、議員全員で構成する決算特別委員会を設置して審査し、認定しました。その内容を要約してお知らせします。

一般会計

歳入

市税	73億6939万3千円	民生費	65億470万8千円
地方交付税	52億3038万1千円	総務費	35億3047万7千円
国庫支出金	26億8512万8千円	土木費	25億2215万1千円
市債	22億1360万円	教育費	23億6895万3千円
県支出金	12億7725万3千円	公債費	19億3694万9千円
繰越金	10億7029万9千円	衛生費	15億7643万2千円
地方消費税交付金	5億1989万3千円	消防費	8億6121万6千円
諸収入	4億8650万5千円	農林水産業費	7億7852万3千円
地方譲与税	3億6453万1千円	議会費	2億6577万9千円
分担金及び負担金	2億7137万4千円	商工費	2億3775万円
使用料及び手数料	1億2698万3千円	災害復旧費	1億5139万3千円
地方特例交付金	7380万6千円	労働費	5万円
ゴルフ場利用税交付金	7137万8千円	予備費	0円
自動車取得税交付金	6852万3千円		
繰入金	1460万7千円		
利子割交付金	1424万8千円		
財産収入	3383万円		
その他	2184万4千円		
合 計	219億1357万6千円	合 計	207億3438万1千円

特別会計

後期高齢者

歳入	3億4110万7千円
歳出	3億3860万6千円

国民健康保険

歳入	72億1880万5千円
歳出	69億2599万1千円

介護事業

歳入	4578万6千円
歳出	4496万1千円

介護保険

歳入	27億6283万円
歳出	27億3219万4千円

農業集落排水事業

歳入	3億1965万1千円
歳出	3億1174万6千円

公共下水道事業

歳入	11億8962万円
歳出	11億5293万6千円

水道事業

収益的支出	10億8907万7千円
資本的支出	10億5857万7千円

決算特別委員会

平成23年度一般会計決算の質疑
内容の一部をお知らせします。

質疑

歳入

問 市民税が増えた要因を伺います。

答 個人市民税では農業所得が伸びており、法人市民税においても少し伸びています。景気が若干持ち直してきたことが考えられます。

問 差し押さえにより徴収した額はどれくらいか伺います。

答 差し押さえ対象の滞納額は2億7500万円で、そのうち自主的に納付されたものが652万5千円、差し押さえにより換価した額2482万5千円で合わせて3135万円が差し押さえによって徴収した額です。

問 租税債権管理機構に移管された総額と徴収額は何割になりますか。

答 移管額が8372万2千円、徴収率が3173万9千円、徴収率は37・9%になっています。

問 今後も市有地の売り払いはやつていくのか伺います。

答 未利用地等の精査をして不要なものは処分をしていきたいと考えています。

問 子ども手当を給食費に充当した方は何人いますか。

答 88世帯あり、そのうち62人の方に完納していただけています。

問 住宅使用料が減額した要因を伺います。

答 東日本大震災により無償の入居者が3件あつたことなど、入居者の所得が減ったことなどが要因です。

答 149本購入して、都市計画街路長谷藤田線の街路樹及びバスター・ミナル駐車場の外周など10か所に植えています。

問 桜の苗木は何本購入して何處に植えたのか伺います。

問 児童福祉センターの敷地はどのような賃貸契約をしているのか、また今後見直す考えはあるか伺います。

答 4人の方に就労支援を行いまして、全員の方が就職しています。

歳出

問 児童福祉センターの敷地はどのような賃貸契約をしていました。また今後見直す考え方あります。

答 60年間の契約で、固定資産税、都市計画税の3倍の金額でお借りしており、三年ごとに見直しを行っています。また今後については、基本的に買える時に買うという考え方です。

問 「得・得・なつ得カード」は何枚発行したのか、また「納めてなつ得抽選会」の費用は総額いくらかかったのか伺います。

答 西南医療センター病院及び友愛記念病院に週4日間委託しております。実施時間以外については筑波メディアカルセンター・病院で24時間の対応をしています。

問 小児医療輪番制の内容を伺います。

答 354バイパスが84%、結城・坂東線バイパスが70・2%となっています。

問 特色ある教育推進事業はどういう内容か伺います。

答 354バイパスが84%、結城・坂東線バイパスが70・2%となっています。

問 合併市町村幹線道路の進捗率を伺います。

答 1級路線380m、2級路線1004m、その他4075・2m、合併市町村幹線道路1455mです。

問 市道1・2級路線の改良はどれだけできたのか伺います。

答 固定資産税相当額を奨励金として交付しています。

問 汉字検定の費用負担割合と対象者はどのように伺います。

答 汉字検定の費用負担割合と対象者はどのように伺います。

一般質問

当市においてのいじめ問題の対応及び対処方法について伺います。

平成24年第3回定例会の一 般質問は、9月13日・14日に行われ、8人の議員が登壇しました。質問と答弁の内容を要約して、お知らせいたします。

石川 寛司 議員

坂東市内小・中学 校においての いじめ対策について

問 最近いじめに対し、テレビ、新聞等で報道され、学校、教育委員会の対応の悪さがクローズアップされています。国においては被害者、保護者、学校を支援する組織を全国200地域に設置するこ

とや、外部専門家を活用するなどの支援策を打ち出しています。また、県においても「いじめ解消サポートセンター」や「いじめなくそう、ネット目安箱」を設置するなど、いじめ問題を重要視しています。

答 本年度の1学期間におけるいじめについてお答えします。小・中学校合わせて9件

的報告を受け、いじめが発生した場合には学校を訪問して指導・助言をするなど、また、必要に応じて関係機関との連携をとります。積極的に指導強化を図り、未然防止あるいは問題解決に努めます。



坂東市内小・中学 校においての 家庭内暴力について

いう報告は入っていません。

(要望) 子どもたちが樂しついては悪口を言われた、物を隠されたなどで暴行、傷害等の事案はありませんでした。

これらについては、児童・生徒や保護者から状況を聴き取り、十分な話し合いを持つて修復を図り、再発防止の指導を開展しています。

問 幼い子どもが親から暴力、虐待を受け、命をなくしてしまった。坂東市で勉強ができる良かった。坂東市で大勢の友達、親友ができて良かつた」という子どもたち成長して、坂東市の未来と発展があると思います。学校

室相談員、市全体としては「ここでの電話相談」が設置されており、連携を図りながら子どもたちの困り事や悩み事を相談できるようになっています。

答 指導員、家庭相談員を配置して、学校からの情報を聞きながら家庭訪問を行い、それでも解決できない場合には児童相談所等の情報機関との連携を図るため、ケース検討会で情報交換して解決策を模索しています。



答 家庭内において子どもがいじめられ、暴力を受けたと

問 これまでに家庭内暴力、虐待といったケースの報告があつたのか、また、対応はどうか伺います。

関係の皆さんには引き続きよろしくお願ひします。

答 これまでに家庭内暴力、虐待といったケースの報告があつたのか、また、対応はどうか伺います。

後藤 治男 議員

坂東市の児童総合施設（総合子ども園（仮称）岩井地区幼稚園）について

士を合わせて42名おりますが、その内9名がどちらか単独の資格者となっています。両方の資格を持つ職員配置が望まれますので、資格取得に向けて準備を進めています。

本年度から幼稚園および保育所の職員が合同研修を行い、幼児教育と保育の違いやそれぞれのメリットを習得しながら、施設開園に向けて努力しています。

問 現在計画中の坂東市児童総合施設（仮称）岩井地区幼稚園は、幼稚園と保育所という枠を超えて、地域住民と係わりながら子育て環境を確保し、支援するとしています。幼稚園と保育所の両方の資格を取得している方が指導することについて伺います。

また、児童の興味や疑問を拾つて様々な活動へ発展させる力量ある保育者と、遊びたくなる環境づくりが必要だと思いますが、どのように考えているか伺います。

児童の考え方や意見を尊重して温かく見守り、子どもと一緒にになって考え、答を導き出す児童教育も必要ではないかと思います。近隣自治体にない特徴のある施設にする考え方があるか伺います。

答 現在、幼稚園教諭と保育

答 新しい施設で始まるわけですから、園長は一人、行事等も一緒に出来るような形であります。地域の皆さんと一緒にになって子どもを育て、職員では出来得ない地域の方々の歴史的なものなど、地域交流を大事にしながら運営していかなければと思います。

問 正しい判断力や創造力を身につけ、たくましく育てるには幼児教育が非常に大事だと言られています。近隣市町村はもとより、他県からも視察に来るような幼児教育をしていただき、特色ある幼稚園をつくっていただきたいと思っています。特別な教育方針があれば伺います。

問 特徴としては、施設面では遊びの基地や屋上デッキから滑り台なども特徴の一つです。保育、教育面では、園児と地域住民とのふれあい交流が十分できるような、地域とともに育つ幼児教育を目指しています。

問 本年7月に三重県志摩市

の幼保一体化施設を視察していました。同一施設内の1階に保育園、2階に幼稚園と分かれしており、園長も二人、運動会等行事も別々での開催ということでした。徐々に一体化を進めていくということで温かく見守り、子どもと一緒にになって考え、答を導き出す児童教育も必要ではないかと思います。近隣自治体にない特徴のある施設にする考え方がありますから、完全な形でスタートしていただきたいと思いますが、考えを伺います。

答 新しい施設をつくりつて児童教育をする準備は出来ていませんので、いかに特色を出していくか非常に大事な要素になってくると思います。先生方には先進地視察も行っていけるか非常に大事な要素になります。先に描く「人・農地プランづくり」事業が全国で進んでいます。野菜のまち坂東市でも、農業従事者の高齢化や後継者不足で農家を続けていくこと

が難しいのが現状です。当市において、この事業を実施している集落があるか伺います。

農林水産省の事業について



「人・農地プラン」について

答 取組み方針の中では、平地20haから30haの経営体が大勢を占める構造を目指すとしており、野菜などの営農を中心とした本市農業では、水田を含め農地集積に限界があることから、策定には至つてない状況です。今後、モデルプランを基に市内全域に広め、地域の意見を尊重しながら実態に即したプラン作りを進めていきたいと考えます。

問 國・県の助成事業を説明するなど、農家の味方として力を發揮していただき、野菜のまち坂東市を全国にアピールしていただきたいと思いますが、考えを伺います。

問 國・県の助成事業を説明するなど、農家の味方として力を發揮していただき、野菜のまち坂東市を全国にアピールしていただきたいと思いますが、考えを伺います。

答 農家の方が自分の家から後継者を作り、その地域の中で検討を加えながら国、県そして市の独自の施策を持つことで盛り上げていかなければ、産地としてのブランド化を有することはできません。いろんな農業団体の皆さんと相談しながら、まずは後継者をつくることから始めていきたいと考えます。

答 農家の方が自分の家から後継者を作り、その地域の中で検討を加えながら国、県そして市の独自の施策を持つことで盛り上げていかなければ、産地としてのブランド化を有することはできません。いろんな農業団体の皆さんと相談しながら、まずは後継者をつくることから始めていきたいと考えます。

杉村 裕巳
すぎむらひろみ
議員

教育と生徒たちのいじめについて

問 大津市内の中学校でいじめを受けた中学2年生が自殺した問題は、先生や教育委員会がいじめ対策を徹底すれば起こらなかつたのではないかと思います。

答 各小・中学校では授業時間の大半にすることはもちろんですが、全職員が登下校の指導、あるいは昼休み、清掃時間等々の指導において、児童・生徒と接触しながら状況を把握することに努めています。また、保護者との面談、あるいは地域・各団体等の方々との相談あるいは協議、それらを通して多くの方々にご

問 いじめを受けている生徒は、話をすると後でまたいじめられことがあります。教員や教育関係者は、生徒たちの行動を調査し、いじめをなくさなければ生徒は安心して勉強ができません。考え方を伺います。

答 1学期中のいじめ問題の件数ですが、小学校で7件、中学校で2件の報告でした。これについては、事実把握、子ども同士の関係の修復、保護者への連絡等の方法を講じながら学校と教育委員会が連携をとり、教育委員会でも担当者が学校に向いて事実を把握し、できる限りの指導・助言をして連携を図りながら対応しています。

協力をいただきながら、国家社会のメンバーとして活躍できる国民の育成を目指しています。



市道沓掛30号線の改修工事について

問 滯掛30号線については、関係する一部の地権者の事情があり、改修工事が取り残されています。その道路についても、再発しないように、また新たな事案が生じないようにこれからも努力していくたいと考えます。

答 滞掛30号線に限らず、相続関係については、市としてもいち早い解決を願つておられます。その道路についても、再発しないように、また新たな事案が生じないようにこれからも努力していくたいと考えます。



▶市道沓掛30号線

完成時期について伺います。

ルあるいはデリニエーター等により危険箇所を表示し、危険防止ができますが、早期に整備ができるよう努力していきたいと考えます。

答 今後の整備については、国の交付金事業が終了しますので、市の単独事業により、用地取得ができ次第、工事を行う予定です。未買収地

4件については相続関係者が数多く、相続が難航しているなどの理由から、用地取得に時間がかかると思われます。完成の時期については未定ですが、引き続き関係者のご協力をいただき、通行危険箇所を早急に改善したいと考えています。

問 滯掛30号線は、事業着手から8年が過ぎています。市としても取り残されている道路工事については、地権者の協力をお願いし、早期完成でできるよう努力をお願いします。

現場の危険箇所については、

利用者には大変ご迷惑をかけていますが、ガードレール

桜井 広美 議員

胃がん撲滅対策について

問 ピロリ菌ABCリスク検査の茨城県自治体での実施を訴える医学博士、「NPO法人日本胃がん予知・診断・治療研究機構」の理事で、元黒区健康推進部長の伊藤史子先生の講演を聞いてきました。

とは、血液検査でピロリ菌抗体と胃の委縮度を測るペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするものです。

当市においても、これまでの胃がん検診とは別に、特定健診にピロリ菌ABCリスク検査を導入することを提案しますが、考えを伺います。

さらに、受診率を高めるため、その費用を公費助成することについても見解を伺います。

答 がんによる死亡の減少・撲滅には、バリウムあるいは胃内視鏡検査は欠かせないの

が現状です。市では国のがん対策の指導のもとに、この検査に重点を置き、胃がん検診の受診率向上を推進していくたいと考えています。

受診率を高めるための費用がん検診の自己負担額は40歳から69歳が500円、70歳以上、生活保護者は無料となっていますので、他市町村に比べると低額で受診しやすい状況にあると思いますので、新たな費用助成については、現在のところ考えていません。

問 当市では、胃がん検診の受診率は13%、特定健診の受診率は33・7%と伺いました。私が今回提案したピロリ菌ABC検査を特定健診の中で行なえば、今までの約3倍の方に胃がんの検査を受けてもらうことができるそうです。そして、ピロリ菌があつた場合には、保菌者は除菌を行えば胃がんの撲滅に大きな効果があるといふことを確信して、今後、導入に前向きに研究され、検討していただきたいと思います。

答 ピロリ菌ABC検査を特定健診で一緒にできないかと

増やせば当然金額も増えることになりますので、検査を委託している総合健診協会等々との内容確認の中で、そういうものが組み込めるのか、十分検討していきたいと思っています。

いて、当市の対応はどのようか伺います。また、周知活動の一環として、学校関係者に小冊子を配布することを提案しますが、考えを伺います。

答 一般的に知られていない病気ということで、啓発については重要なと考えています。セミナー開催については、それが必要かどうか今後検討していきたいと考えます。



脳脊髄液減少症について

問 脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ障害などで身体に強い衝撃を受けたとき

いと考へています。また、このような疾患に対しては、今年度から厚生労働省の基準を満たした医療機関で治療を受ければ、費用の一部が保険適用になります。今後も国や県の動向を注視し、市民からの相談を受けた際には、新しい情報を提供できるように努力していきたいと考えます。

次に、周知活動の一環として学校等への小冊子の配布については、中身を十分検証し、検討したいと考えます。



藤野の
藤野 稔 議員

太陽光発電など自然エネルギー設置促進のための対応策について

問 東京電力福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を突きつけています。現在の原発技術は未完成で核エネルギーを取り出す過程で莫大な放射性物質を生み出しています。世界有数の地震国である日本に集中立地することは、危険極まりありません。日本の自然エネルギーは大きな可能性を持つており、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。日本にある発電設備の電力供給能力の約10倍、原発54基の発電能力の40倍ということです。自然エネルギーの本格的導入はエネルギー自給率を高め、新たな仕事を創出し、日本経済への大きな力になります。太

陽光発電をはじめ自然エネルギーの急速な活用が求められています。県内自治体でも民間住宅への補助金制度を実施していますが、当市では実施する考えがあるか伺います。

答 福島原発事故以来、国民に対する関心は大変大きくなっています。太陽光発電等に対する補助金制度は、県では23年度以降は休止している状況で、県内市町村では、本年度は44市町村のうち24市町村で実施している状況です。当市としても国のエネルギー施策や今後の社会情勢の動向等を十分考慮して検討していく必要があります。

答 自然エネルギーが必要だということは十分認識しています。現状の中で十分中身も含めて検討していきたいと考えます。

問 昨年、工業団地で大規模に太陽光発電を行うということになりました。一つの企業だけでも、圧倒的多数の民間住宅には補助しないということでは片手落ちではないでしょうか。

答 市道3097号線と県道猿島常総線の改良・拡幅と大型車対策について

問 街地からハイテクパークいわき通り美妻橋へ抜けるアクセス道路として、朝夕の通勤



問 周りの田んぼにも相当な影響が出でおり、何度も補修

時間が及び大型車の通行が多い道路です。そのため地盤沈下して両側の田んぼが隆起するなどしており、対策が必要と考えます。それについて伺います。

また、県道猿島常総線と県道浦坂東線の交差点である勘助新田十字路付近の拡幅・改良ができれば、市道3097号線の大型車の通行が減少すると考えますが、それについて伺います。

◆ ◆ ◆ その他質問

- 新規就農者対策について
- 「いじめ」対策について



答 この路線は、非常に利用度が高く延長も長いことから、本格的な修理、整備をするには多くの費用がかかります。周辺道路の整備が終わり、供用開始されると交通の流れが変わるものですから、その辺を見極めながら今後検討していきたいと考えます。

眞喜志 修
まきし おさむ
議員

災害時に住民本位の行政サービスが提供されるシステム作りについて

ンで十分対応ができると考えます。同システムの導入・運用についての市の所見と、導入のメリットについて伺います。

阪神・淡路大震災で被害を受けた兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳をベースに被災台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救護物資の管理、仮設住宅の入退届など、一元的に管理できるシステムです。同システムは、地方公共団体業務用プログラムライセンスに登録され、全国の地方公共団体に無償で公開・提供され、さらに総務省から全国の自治体へ配布されました。しかし、震災までに同システム導入の申請があったのは約20自治体にとどまり、震災後申請が増え、現在は300件に達したと伺っています。

同システムは、高いIT能力がなければできないものではなく、職員が運用すればコストもかからず既存のパソコン

間 阪神・淡路大震災で被害を受けた兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳をベースに被災台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救護物資の管理、仮設住宅の入退届など、一元的に管理できるシステムです。同システムは、地方公

問 現在、茨城県の防災・危機管理課、福祉指導課が主体となり、県内の自治体を構成するメンバーとしたワーキングチームで、このシステムについて検討しているので、状況を見ていただきたいと思います。

答 現在、茨城県の防災・危機管理課、福祉指導課が主体となり、県内の自治体を構成するメンバーとしたワーキングチームで、このシステムについて検討しているので、状況を見ていただきたいと思います。



住民基本台帳がベースになります。このシステムはOSの関係上、一人ひとりのデータ変換が必要になります。さらに入のメリットについて伺います。

問 住民基本台帳の異動を毎日更新しなければならないので、その辺も踏まえ県主体のワーキングチームで今後検討されると思います。

答 同システムの導入は、危機管理を円滑に遂行するための情報管理基盤の構築につながると思いますが、市の見解を伺います。このシステムは体の弱い方や障害者、高齢者が、震災までに同システム導入の申請があったのは約20自治体にとどまり、震災後申請が増え、現在は300件に達したと伺っています。

問 同システムは、利潤追求だけではなく、企業活動を取り巻く全てのステークホルダーに責任を持たねばならないと見ておきます。ワーキングチームの役割に効果的だと考えます。ワーキングチームの検討状況を見ながら導入について考えたいと思います。

答 同システムの導入は、危機管理を円滑に遂行するための情報管理基盤の構築につながると思いますが、市の見解を伺います。このシステムは体の弱い方や障害者、高齢者が、震災までに同システム導入の申請があったのは約20自治体にとどまり、震災後申請が増え、現在は300件に達したと伺っています。

問 C S Rとは、利潤追求だけではなく、企業活動を取り

CSR(企業の社会的責任)の推進について

度の創出については、今後、商工会や各種団体と協議しながら研究していきたいと思います。

答 現在、企業の皆様には各種事業に積極的に参加をいた

2010年11月にはC S Rの準国際規格というべきI S O 2 6 0 0 0が発行されました。最近は地域貢献型のC S Rの芽生え、地元自治体や市民団体などと顔の見える協働関係が築かれています。中小企業による地元密着型経営地 方版C S Rに向けた行政の取り組みについて、本市の考え方を伺います。

答 各事業において地域貢献所の社会・環境等の活動(C S R)推進指針」を策定し、公的、私的活動における指針を定め、地域、職場及び家庭の日常におけるC S Rの浸透及び定着に努めています。

北海道の釧路市は、全国の自治体版C S R「釧路市役所の社会・環境等の活動(C S R)推進指針」を策定し、公的、私的活動における指針を定め、地域、職場及び家庭の日常におけるC S Rの浸透及び定着に努めています。

答 各事業において地域貢献をいただいている状況です。企業が参画した中で市の事業として支援させていただいているので、その中で対応をさせていただきたいと考えています。

答 各事業において地域貢献をいただいている状況です。企業が参画した中で市の事業として支援させていただいているので、その中で対応をさせていただきたいと考えています。

答 活力ある地域づくりを推進する上で地域に密着したC S Rを支援する取り組みが重要なひとつとして企業の社会的責任を果たそうとする動きが国内外で高まっています。

問 C S Rとは、利潤追求だけではなく、企業活動を取り

滝
本
輝
義
議員

仮称半谷・富田地区 工業団地開発に伴う企業誘致活動について

問 旧岩井町時代の初代町長が、昭和30年代に大手企業3社を誘致しています。その後約30年、「つくばハイテクパークいわい」の分譲が平成8年に開始され、これまで特に目立った誘致活動は行われず、バブル景気が終わつた後の分譲のため、現在も2区画45haが残つている状況です。

これから行われる「仮称半谷・富田地区工業団地」は、社会状況がスランプに陥つているこの時を好機として事業開始されましたが、県の企業立地補助金を活用し、どのような企業誘致活動をしているのか伺います。

また、国の補助金や、坂東市独自の企業立地優先制度及び事業所設置奨励制度などについても伺います。

答 大規模展示場での企業立地展への参加や東京、大阪、名古屋等での企業立地セミナー

問 群馬県大泉町の工業団地では、諸事情による企業の撤退が多く、それに合わせて町に居住する従業員であつた技術者が流出しないよう、退職者雇用企業奨励金という制度により、人口の流出防止と雇用の促進を図つているとのことです。が、当市の考えを伺います。

問 高速道路には、休憩施設としておおむね50kmおきにサービスエリア、15km以上おきにパーキングエリアが設けられることになつていますが、圏央道については、常磐道のつくばジャンクションから東北道の久喜白岡ジャンクションの区間に計画はないとのことです。

答 東京ビッグサイトでの企業支援等の独自制度も検討しています。

1500社への要望調査や大手ゼネコン200社へのPR活動を行つています。また茨城県の東京事務所にも職員を派遣しましたので、情報収集をして企業誘致に生かしていきたいと考えます。

また、国で新たに創設した原子力災害周辺地域の復興企業立地補助金の利用と合わせて、当市の企業立地優遇制度である工場誘致条例の拡充を図ることとも、操業支援、従業者支援等の独自制度も検討しています。



圏央道開通が間近に迫り、SAやPAの設置について

問 高速道路には、(仮称)水海道ICから(仮称)猿島岩井ICまでの8.9km区間は約95%、(仮称)猿島岩井ICから(仮称)境ICまでの9.2km区間は約95%です。また、当市内区間の開通目標は、26年度以降と聞いています。

問 県内区間の工事について

は、(仮称)猿島岩井ICを境に常総国道事務所と北首都国道事務所に所管が分かれていますので、北首都国道事務所へ

あることから、平成23年2月に国土交通大臣及び常総国道事務所長宛てに「坂東パークイングエリア設置に関する要望書」を提出しています。引き続き強く要望していきます。

問 圏央道の進捗状況ですが、県内延長は70・5kmで、このうち23・8kmが供用開始されています。

答 当市内を含む用地の取得率は、(仮称)水海道ICから(仮称)猿島岩井ICまでの8.9km区間は約95%、(仮称)猿島岩井ICから(仮称)境ICまでの9.2km区間は約95%です。

問 圏央道の工事風景(富田地区)



羽
富
晶
弘
議員

の要望もお願いします。
設置を希望している場所は、常総国道事務所の管轄地域であり、これについて常総市とも調整していますので、今後も同様に要望していきます。

答 設置を希望している場所は、常総国道事務所の管轄地域であり、これについて常総市とも調整していますので、今後も同様に要望していきます。

- 新規工業団地の用途地域について
- 圏央道用地の未買収地及び市の協力体制について
- サービスエリアの多目的利用法について

そめ
染谷 や
孝 議員

道路行政について

問 国道354号バイパスはいつ供用開始になるか、工事中の通学道の安全対策はどのように伺います。

答 工事で従来の道路が遮断され、通学道の安全確保が難しくなる危険性について、また、通学道の変更を余儀なくされるようなどころがないか伺います。

答 通学路の一部が工事区域内に含まれる場合は、警備員を配置するなど安全管理に努めて施工しています。工事区域内に含まれる通学路は、学校関係者と協議しながら、一時通学路を変更したり、横断歩道を集約していく場合もあります。

供用開始の時期は、市施工区間の1300mについては24年度末、県施工の2700mについては26年度末の予定です。接続道及び統廃合による通学路の変更について、集約される通学路が発生することも考えられます。国道354号

バイパスは全線両側に歩道が設置されますが、学校関係者や地域の皆様にご協議いただき、通学路の変更をお願いする場合もありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

問 信号待機するような箇所が整備されるのか、また、通学道が変更になった場合、防犯灯の電気代負担についてどのような方策をとっていただけます。

答 弓馬田地区は354号と高崎坂東線が交差する場所もあり、交差点付近の歩道整備はどうになるか伺います。

防犯灯は、バイパスの交差点付近においては、事故対策用の大きなものをつけるを得ないと思いますので、電気料は地元負担にはなりません。また、通学道が変更されて、直接354号に接続しない場合

には、これは地域の中で子育てということが大切なことですから負担をお願いしたいと思います。

問 防犯灯の電灯代について、個別案件に対しては彈力的な判断をいただけるようお願いします。

答 その辺のところはよく検討していきたいと考えます。

教育・子育て行政について



▶国道354号バイパスの整備状況（馬立地内）

問 幼児総合施設の件について、進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

答 今後、岩井地区に3か所、猿島地区に1か所、幼保一体施設をつくるということです

市内全体の設置計画については、国の動向や子育て世代の方々のご意見等を頂戴しながら状況判断をして、検討を加えていきたいと思います。

問 この幼児総合施設については、市民の皆さんも関心が高く、できれば定例会ごとに逐次報告をしていただければと思います。

答 料金ですが、高どまりに合わせた形にならないような料金設定も考えていただきたいと思います。

問 これ以降の計画は、今回の状況を見てという話ですが、保護者の皆さんは、岩井地区だけではなくほかの地区も期待して待っていると思いますので、早期に全体設計を作つて進めるべきだと思いますがそれについて伺います。

答 保育料ですが、実績を踏まえた上で、あまり高額にならぬよう検討したいと思います。

答 平成26年4月の開園に向けて、今年度で実施設計を終了し、25年度に工事を発注し、もう1つ続いて行う予定です。岩井地区の3か所目については、状況を見ながらと

いうことで考えています。

問 設計コンペにより決められた施設ですので、内容について逐次報告という話がありますが、いろいろな状況で、聞いていただければお話をする

こと

問 今後、岩井地区3か所とい

う所は企業の誘致だと、そういうものを見ながら、今後の推移を考えてつくるということですので、岩井地区の3か所について、すぐ実施する

ということではありません。

◆その他質問

●商工行政について

委員会審査報告

総務常任委員会

当委員会の審査案件は、今期定期例会で付託されました議案第52号 平成24年度坂東市一般会計補正予算(第3号)です。

去る9月6日、会議室(1)において市長、副市長、教育長、担当部課長の出席を得て審査を行いましたので、その経過と結果を報告します。

執行部の説明を聞いてから質疑に入り、災害時要援護者支援システムについて、防犯カメラ設置工事について、商業観光情報発信施設整備工事についてなどの質疑があり、慎重審査の結果、原案可決と決しました。

平成24年第3回定期例会に提出され常任委員会に付託された議案及び陳情について審査した結果をお知らせします。

教育民生常任委員会

当委員会の審査案件は、今期定期例会で付託されました陳情第8号 教育予算の拡充を求める陳情です。

去る9月6日、会議室(1)において、市長、副市長、教育長、担当部課長の出席を得て審査を行いましたので、その経過と結果を報告します。

執行部の説明を聞いてから質疑に入り、少人数学級を推進することなど趣旨については賛同できるものであるが、意見書については議会として考慮すべきものがあるとの意見があり、慎重審査の結果、趣旨採択と決しました。

産業建設常任委員会

当委員会の審査案件は、今期定期例会で付託されました議案第51号 市道路線の廃止についてです。

去る9月7日、会議室(1)において、市長、副市長、担当部課長の出席を得て審査を行いましたので、その経過と結果を報告します。

執行部の説明を聞いてから現地調査を行い、現地を確認した結果、妥当であると認め、原案可決と決しました。

陳情審査結果

番号	件名	審査結果
陳情第8号	教育予算の拡充を求める陳情	趣旨採択

「庁舎建設に関する調査特別委員会」からの中間報告

平成24年第3回定例会において、「庁舎建設に関する調査特別委員会」から中間報告がありましたので、お知らせします。

平成24年9月5日

坂東市議会議長

木村敏文様

庁舎建設に関する調査特別委員会
委員長 風見好文

庁舎建設に関する調査特別委員会中間報告書

平成23年第3回定例会において設置された本特別委員会は、調査事件について一定の調査結果が得られたので、坂東市議会会議規則第43条第2項の規定により、次のとおり中間報告します。

1 委員会の設置目的

平成23年3月11日14時46分、南三陸沖を震源として発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という観測史上最大の巨大地震で、大津波により甚大な被害を受け、また、被災地も広範囲となり戦後最大の人的被害であったため、「未曾有の大災害」となった。

当市内においては、電気・ガス・水道等のライフラインをはじめ、民家や各公共施設など被害は広範囲にわたり、行政機能も一時停滞する事態となった。また、市の中枢機能を掌る岩井庁舎においては、築後50数年の経年老朽化に加え、今回の地震により、建物の柱や壁に亀裂が入るなど著しく耐震性が低下したため、来庁者及び職員の安全確保を第一に考え、仮庁舎での業務執行が余儀なくされている。

このような中、執行部では、平成23年8月に市民及び各種団体の代表者からなる「坂東市庁舎建設検討委員会」を設置し、新しい庁舎建設に向けた基本構想作りに着手した。

新庁舎は、市民にとって親しみやすく、そして安心・安全な暮らしを支え、さらには防災拠点としての機能を果たす、また、将来のまちづくりにおいても極めて重要な施設となるものである。

よって、市民の負託を受けた議会として、坂東市の新庁舎建設について調査研究を図ることを目的に、本特別委員会が設置されたものである。

2 調査事件

庁舎建設に関する調査

3 調査・検討項目

調査事件の観点から、次のとおり調査・検討項目を整理し、順次調査していくことにした。その際、必要に応じて執行部からの説明を求め、また、「坂東市庁舎建設検討委員会」の調査結果も注視することにした。さらに、先進市視察を取り入れつつ、新たに調査・検討項目が生じた場合には、追加調査するものである。

- (1) 庁舎建設の必要性について
- (2) 庁舎のあり方（庁舎機能の配置方式）について
- (3) 庁舎の建設の規模について
- (4) 庁舎建設時期及び財源について
- (5) 庁舎建設の位置について
- (6) その他

4 審査の経過

本特別委員会は、平成23年第3回定例会において設置され、今まで1年間にわたり調査活動を行った。この間、次のとおり9回の委員会を開催した。

第1回 平成23年9月20日

第2回 平成23年10月13日

第3回 平成23年12月9日

第4回 平成24年1月26日～27日 先進地視察研修

愛知県みよし市(市庁舎の耐震化について) 愛知県新城市(市庁舎建設について)

第5回 平成24年3月22日

第6回 平成24年5月29日

第7回 平成24年6月26日

第8回 平成24年7月19日

第9回 平成24年8月28日

5 審査結果

これまで、本特別委員会で整理した調査・検討項目により審査した結果は、次のとおりである。

(1) 新庁舎建設の必要性について

坂東市は、平成17年3月22日、旧岩井市及び旧猿島町の合併により誕生した。合併協定書において、それぞれの庁舎の規模や機能等の観点から分庁方式を採用し、「合併後の新庁舎の建設位置については、概ね中心部とし、新市において協議する。」として、合併協議においても新庁舎の必要性は認識され、協定された経緯がある。

本特別委員会においても、委員会の設置目的のとおり、市の中枢機能を掌ってきた岩井庁舎が東日本大震災により大きな被害を受け、その機能を発揮することが不可能となり、いまや、プレハブ庁舎にて一部業務を執行する状況であることから、庁舎建設の調査を進めるにあたり、改めて庁舎建設の必要性を確認した。

(2) 庁舎のあり方について

坂東市誕生以来、岩井庁舎と猿島庁舎を活用した分庁方式を採用してきた。今般、庁舎のあり方を審査する中で、合併時、本庁舎建設の考えがあったこと、また、本庁方式と分庁方式を比較検討した結果、「窓口が解りづらい。庁舎間移動が生じる。」などの住民サービスの低下、「業務執行の効率化を図る上での支障や余分な経費が発生する。」などの行政運営上の課題、「通信が錯綜・不通となった場合の指揮系統に不都合が生じる。」など防災面の課題等を考慮し、本庁方式を採用することになった。

(3) 庁舎の建設の規模について

国(総務省及び国土交通省)の基準に沿って算出した床面積、また、類似団体施設の状況を勘案し、床面積10,500m²から11,700m²程度ということを想定した。

(4) 庁舎建設時期及び財源について

公共施設整備基金及び合併特例債を活用し、できる限り早い時期に建設すること。

(5) 庁舎建設の位置について

審査は、坂東市庁舎建設検討委員会で検討した3候補地のほか、国王神社東側を加え調査した。都市計画法、農地法など土地利用規制の問題、庁舎のシンボル性、将来まちづくりへの影響、庁舎機能上からの問題、防災面からの検討等々を審査した結果、特に次の意見を付して「岩井庁舎及び隣接地が妥当である」との結論に達した。

ア 周辺環境整備

(ア) 新庁舎へのアクセス道路を整備すること。

(イ) 来庁者及び職員の駐車場を十分に確保すること。

イ 庁舎用地の確保

(ア) 用地取得をすることにより、庁舎用地を十分に確保するとともに将来の財政負担を軽減すること。

(イ) 一体的な土地利用を図ること。

(ウ) 低層な庁舎建設及び緑地帯の確保に努め、防災上の機能向上を図ること。

ウ 猿島地域のサービス低下を招かないよう、猿島庁舎の窓口センターの機能を充実・強化して継続すること。

6 今後の検討

これまで、新庁舎建設の総合的な見地から検討事項を審査してきたが、今後、議会機能の活性化及び開かれた議会のあり方を考慮する観点から、議会の施設について調査検討し、庁舎建設に反映できるよう進めていくことにする。

以上、当委員会の中間報告とする。

災害発生時の対応マニュアルを近隣自治体に先駆けて制定

当市内において地震等の災害が発生した際に、当市議会が迅速かつ的確な初動態制の確立を図り、市の災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため制定したものです。

坂東市議会における災害発生時の対応マニュアル（抜粋）

1 議員の自主参集基準

議員は、次に掲げる地震又は災害を覚知した場合、自主的に参集する。

- (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 広域的な地域にわたる災害が発生し、又は大規模な災害が発生したとき。

2 自主参集時の留意事項（略）

3 本部の設置

坂東市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、坂東市議会内に坂東市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

4 本部の構成（略）

5 本部の任務

本部の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関するここと。

6 本部構成員の対応

本部構成員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

7 議会事務局の対応（略）

8 その他（略）

※ 9月5日より運用開始

議会を傍聴しませんか！

議会に対するご意見をお待ちしています。

市政を知るよい機会です。

次回定例会は12月に予定しています。あなたも議会傍聴をしてみませんか。議会の日程等については、市ホームページ等でお知らせします。ホームページには、議員の紹介や請願・陳情の提出の方法、傍聴についてのお知らせ等も掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください。（<http://www.city.bando.lg.jp>）

また、「議会だより」や議会に対するご意見等の投稿をお待ちしています。

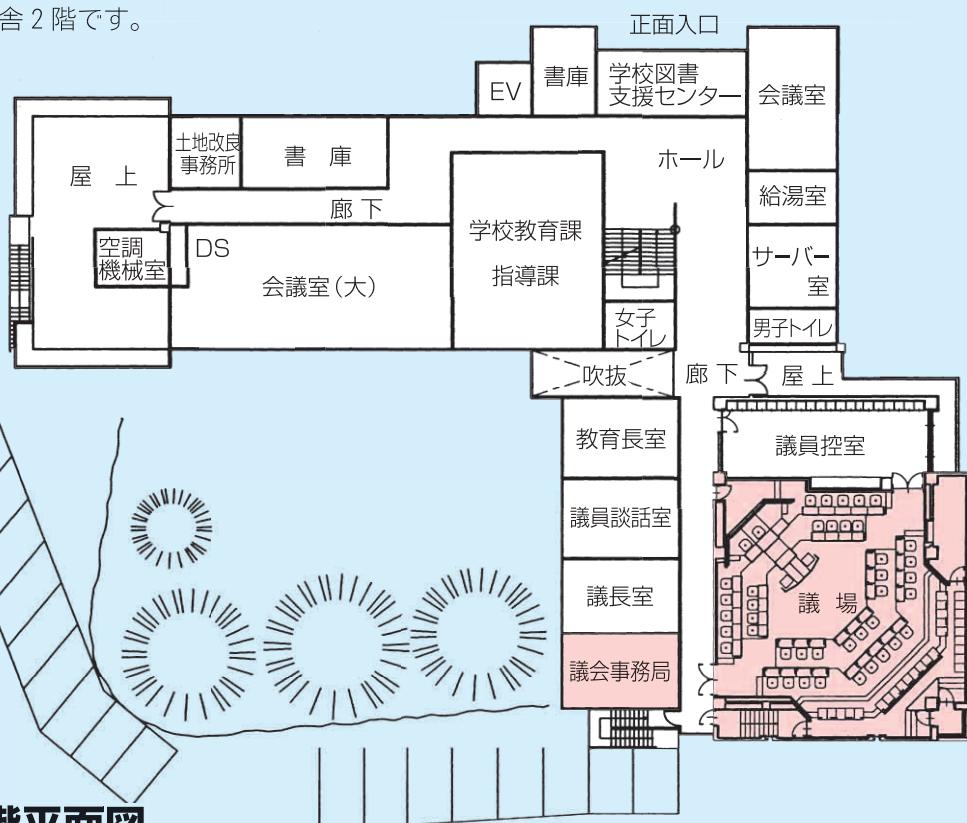
※詳しいことは、市議会事務局まで。

TEL 0297-35-2121(代)

TEL 0280-88-0111(代) (内線2303)



議場は、猿島庁舎2階です。



猿島庁舎2階平面図

議会だより編集特別委員会



委員 杉村裕巳

は、本年12月をもつて委員が交代になりますが、これまでの2年間、市民の皆様方には「議会だより」をご愛読いただきまして、誠にありがとうございました。
今後もよろしくお願いいたします。

この季節、少しは体を動かしたいと感じる方も多いことでしょう。未長く健康でいるために、適度の運動は必要です。しかし、無理は禁物です。くれぐれもお怪我にはご注意ください。

さて、第3回定例会が9月に開催されましたので、本号ではその内容をお知らせしました。特に、今回は平成23年度決算が審議され、認定されました。

当議会だより編集特別委員会は、本年12月をもつて委員が交代になりますが、これまでの2年間、市民の皆様方には「議会だより」をご愛読いただきまして、誠にありがとうございました。

編集後記

今年の夏は、例年にはない厳しい暑さでしたが、今では秋も深まり、朝夕はだいぶ寒くなりました。